

## 業務委託契約書（案）

公益財団法人奈良市生涯学習財団（以下「発注者」という。）と  
（以下「受注者」という。）との間において、業務の委託について  
次の条項により契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は、奈良市立中部公民館清掃業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 受注者は、別紙清掃業務実施基準仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき第1条の委託業務を処理しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（委託料）

第4条 発注者は第1条の委託業務に対する委託料として、次の金額を支払うものとする。

月額	金	円
	（うち、消費税及び地方消費税の合計額	金 円）

契約期間全体の執行予定額	金	円
	（うち、消費税及び地方消費税の合計額	金 円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（作業員及び主任者）

第6条 受注者は、この契約による委託業務を円滑に実施するため、発注者の認める必要な人員を配置し、その作業を指導監督するため、基本技術を習得したうえで十分な経験を身につけた者を主任者として置くものとする。

（法令上の責任）

第7条 受注者は、委託業務の実施に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、使用者として労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、その他の法令に規定されたすべての責任を負うものとする。

（作業能率の規律の厳守）

第8条 受注者は、委託業務を行うに当たり、この契約の定めるところに従い、発注者と協議の上能率的に作業を行うよう努め、次の各号に掲げる事項に従事者に厳守させなければならない。

- ① 受注者は、従事者に一定の服装をさせ、作業規律の厳守に努め、奈良市立中部公民館の品位にかかわるような言動を慎まなければならない。
- ② 敷地内は全面禁煙とする。
- ③ 施設内及びその周辺で引火性危険物を使用する時は、事前に発注者に通知し、その承認を得なければならない。
- ④ 作業に必要でない場所に立ち入り、又は必要のない器物に触れてはならない。
- ⑤ 電気、ガス、水道等を使用した場合、その後始末を確認し、スイッチ又は栓等の切り忘れによる事故を起こさぬよう厳重に注意しなければならない。

(委託料の支払い方法)

第9条 受注者は、当該委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書が適法と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡及び再委託等の禁止)

第10条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできない。ただし、発注者が認めた場合はこの限りではない。

(従事者の決定及び変更等)

第11条 受注者は、従事者を決定したときは、直ちにその氏名、住所、経歴、その他参考事項を発注者に名簿で通知しなければならない。また、従事者に異動があった場合も同様とする。

2 発注者は、受注者に対し前項の従事者で委託業務の実施上著しく不相当であると認められる者があるときは、受注者に対して、他の者と替えることを要求することができる。

3 受注者は、従事者のうち作業員が欠員するときは、あらかじめ発注者の承認を得て代人を派遣するものとする。

(業務履行の確認)

第12条 発注者は、委託業務の履行の確認者を定め、委託業務の履行について確認させるものとする。

2 確認者は、契約書及び仕様書に定める事項の範囲内において委託業務の履行について確認を行い、完全に履行されていない場合は、受注者に対して履行を求めることができる。

(善管注意義務)

第13条 受注者は、この契約の履行にあたっては、常に善良な管理者の注意をもって委託業務を遂行する責めを負うものとする。

(器具、材料等の負担)

第14条 委託業務の実施に必要な器具・材料・消耗品(発注者の設備したものを除く。)は受注者において負担する。

2 発注者は、受注者が委託業務の実施に必要な用水・電力・ガスを無償で供給するほか、受注者の従事者に委託業務の実施に必要な控室を無償で提供する。

3 受注者は、電気・ガス・水道の使用に当たっては極力節減し、効率的に使用しなければならない。

(臨機の措置)

第15条 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受注者はその取った措置を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止、その他緊急でやむを得ないときは、受注者に対して臨機の措置を取ることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

(損害賠償)

第16条 受注者は、委託業務の実施に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責めを負う。ただし、発注者の責めに帰する事由による場合は、発注者がその責めを負うものとする。

(発注者の解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間中に作業を継続する見込がないと明らかに認められるとき。
- ② 受注者の作業が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
- ③ 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項によりこの契約を解除したときは、受注者に損害を生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(受注者の解除権)

第 18 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、これによって委託業務の履行が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

(従事者の被服等)

第 19 条 受注者が従事者に支給する被服等は、受注者の負担とし、発注者は被服等の指定を行うことができる。

(調査等)

第 20 条 発注者は、必要と認められるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、若しくは報告を求め、又は必要な指示を与えることができる。

(秘密の保持)

第 21 条 受注者又は従事者は、委託業務の履行に当たって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が解除された後も同様とする。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、発注者・受注者双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市杉ヶ町 23 番地  
公益財団法人 奈良市生涯学習財団  
理事長 西谷 忠雄

受注者